

寒河江市防災行政無線更新工事に係る
簡易公募型プロポーザル実施要領

1 工事名

寒河江市防災行政無線更新工事（以下「本工事」という。）

2 目的

本実施要領は、寒河江市防災行政無線更新工事の受注者の選定にあたり、別紙仕様書等に基づく施工を基本としつつ、価格のみならず技術力及び企画提案の内容等を総合的に評価するため、簡易公募型プロポーザル方式により提案を求め、最も適した受注者を選定することを目的とする。

3 工事概要

別紙「寒河江市防災行政無線更新工事発注仕様書」による。

4 履行場所

寒河江市全域

5 工事期間

本契約成立日の翌日から令和10年3月10日までとする。

ただし、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第7号）第2条の規定に基づき、仮契約締結日から議会の議決日までを仮契約期間とし、議会の議決後に市が受注者に対して仮契約を本契約とする旨の意思表示をしたときに本契約が成立するものとする。

6 本工事に係る提案上限額（保守点検及び部分更新費等を除く）

490,755,000円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

ただし、この金額は、契約金額や予定価格を示すものではなく、事業の最大規模の想定金額であり、提案にあたっては当該上限額を超えないものとする。

【各年度の限度額配分見込額】

令和8年度 334,107,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

令和9年度 156,648,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

なお、各年度の限度額配分見込額を各年度出来高の上限として工程を計画すること。

7 参加資格要件

本工事の簡易公募型プロポーザルに参加するものは、次に掲げる要件を全て満たす単体企業とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項及び第 2 項の規定に該当する者でないこと。
- (2) 寒河江市契約に関する規則（平成 9 年市規則第 12 号）第 25 条第 3 項の規定による競争入札参加有資格者名簿に登載されている者であること。
- (3) 寒河江市建設工事請負業者等指名停止規程に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 寒河江市建設工事請負契約約款第 49 条第 11 号各号のいずれかに該当する者でないこと。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (6) 破産法（平成 16 年法律 75 号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていないこと。
- (7) 代表者及び役員等が、寒河江市暴力団排除条例（平成 24 年条例第 16 号）に規定する暴力団又はその構成員の統治の下にある者でないこと。
- (8) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (9) 本プロポーザルの公告から本契約までの期間において、国、山形県又は他の地方自治体から指名停止措置を受けていないこと。
- (10) 本工事のプロポーザルにおいて、他の参加申込者の協力企業として参加していない者であること。なお、協力企業とは、本工事を実施するために工事の全部又は一部を下請負する企業等をいう。
- (11) 参加申込書の提出時点において、本市の競争入札参加資格者名簿の電気通信工事業に登録されていること。
- (12) 東北管内（青森県、岩手県、秋田県、宮城県、山形県又は福島県）に、本社（本店）、支社（支店）又は営業所のいずれかを有していること。
なお、本社（本店）又は支社（支店）については、当該所在地が入札参加資格者名簿に登録された所在地であること。営業所については、本社（本店）又は支社（支店）から、入札及び契約手続に関する年間委任を受けていること。
- (13) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条に基づく、電気通信工事に係る特定建設業の許可を受けていること。
- (14) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 19 条の 2 に規定する現場代理人を配置すること。
- (15) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 26 条に規定する監理技術者（電気通信工事）の資格を有する者を専任で配置すること。
- (16) 本工事の施工にあたり、本市の要求に応じて速やかに対応できる体制を整

えており、連絡調整及び打合せ等に適切かつ迅速に対処できること。また、十分な提案能力及び業務実績を有していること。

(17) 過去 10 年間（平成 28 年度から令和 7 年度まで）において、同種の工事（地方公共団体が発注する市町村デジタル防災行政無線同報系通信システムの整備工事、更新工事又はデジタル化工事であって、親局設備、遠隔制御局設備及び屋外拡声子局設備を含むものをいう。ただし、保守点検業務、設計業務、監理業務並びに親局設備その他一部設備のみの修繕、改修又は単体更新は含まない。）を元請工事として履行を完了した受注実績を有していること。ただし、1 件につき税抜 5,000 万円以上の契約を対象とする。なお、同種の工事であるかどうかの判断は、本市が行うものとする。

(18) 市町村デジタル同報系防災行政無線通信システムの製造者又は、当該製造者から本市が定める様式により、本プロポーザルに係る当該システムについて、参加申込者を名宛人として発行されたシステム供給証明書（様式第 10 号）の交付を受けた者であること。ただし、同一の製造者に係るシステム供給証明書に基づき参加できる者は一者に限るものとする。

この場合において、同一の製造者から複数者に対して本プロポーザルに係るシステム供給証明書が発行され、複数者から参加申請があったときは、当該複数者の全てについて本プロポーザルの参加資格を認めないものとする。

なお、提案されたシステムが同一の市町村デジタル同報系防災行政無線通信システムであるかどうかの判断は、本市が行うものとする。

8 配置予定技術者要件

(1) 現場代理人（監理技術者との兼務も可能とする。）

現場代理人は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

①専任で配置されていること。

②公告日以前 3 か月間以上の直接かつ恒常的な雇用関係にあること。

(2) 監理技術者（現場代理人との兼務も可能とする。）

監理技術者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

①電気通信工事業の監理技術者資格者証（監理技術者講習修了証）を有すること。

②専任で配置されていること。

③公告日以前 3 か月間以上の直接かつ恒常的な雇用関係にあること。

9 実施スケジュール

本プロポーザルの実施スケジュールは次のとおりとする。

		項目	期間等
参加資格要件審査	1	プロポーザル実施の公告期間	令和8年5月20日（水）から 令和8年6月12日（金）まで
	2	質問書の提出期限	令和8年6月3日（水） 午後4時まで必着
	3	質問書に対する回答	令和8年6月5日（金） 午後4時まで
	4	参加申込書等提出期限	令和8年6月12日（金） 午後4時まで必着
	5	参加資格要件審査の結果通知	令和8年6月17日（水）頃
企画提案審査	6	企画提案書等の提出期限	令和8年7月6日（月） 午後4時まで必着
	7	企画提案書の審査	令和8年7月15日（水）午後 ※プレゼンテーション実施予定日
	8	審査結果の通知	令和8年7月22日（水）頃
契約手続	9	仮契約締結	令和8年7月下旬頃
	10	本契約成立	令和8年9月頃 市議会での議決 ※予定

10 質問書の提出及び回答

(1) 提出期限

令和8年6月3日（水）午後4時まで必着

(2) 提出先

本実施要領「20 問い合わせ先・提出先」の担当者

(3) 提出方法

所定の様式（様式第8号）に記載し、電子メールで提出すること。質問に際しては、対象箇所の資料名及び項番号を明示すること。

また、送信後に受付確認のため、本実施要領「20 問い合わせ先・提出先」の担当者に電話連絡すること。

なお、他参加者の状況等、プロポーザルに関係のない質問には回答しない。

(4) 回答方法

受け付けた質問については、令和8年6月5日（金）午後4時までに本市ホームページ上に掲載して回答する。当該回答は、本実施要領等の補足又は修正

とみなす。なお、参加資格や企画提案に係る評価に関する質問については回答しない。

11 参加申込書の提出

(1) 提出書類

参加申込に伴う提出書類は次のとおりとする。

様式番号	提出書類	備考
様式第1号	プロポーザル参加申込書	
様式第2号	誓約書	
様式第3号	企業の概要	パンフレット等がある場合は可能な限り添付
様式第4号	企業の受注実績	契約書又はコリンズ登録等の写しを添付
様式第5号	配置予定現場代理人の資格及び業務実績	資格証及び社員証の写し等を添付 契約書又はコリンズ登録等の写しを添付
様式第6号	配置予定監理技術者の資格及び業務実績	資格証及び社員証の写し等を添付 契約書又はコリンズ登録等の写しを添付
—	特定建設業（電気通信工事業）登録通知の写し	
—	ISO9001（品質マネジメントシステム）、ISO14001（環境マネジメントシステム）、ISO/IEC27001（情報セキュリティマネジメントシステム）またはプライバシーマークの取得証明書の写し	取得している場合は取得証明書の写しを添付
—	納税証明書（その3の3） ※法人税並びに消費税及び地方消費税に未納税額がない証明書	参加申込書提出日から3か月以内のもので原本を添付
—	登記事項証明書	参加申込書提出日から3か月以内のもので履歴事項又は全部証明書の原本を添付

(2) 提出部数

各1部

(3) 提出先

本実施要領「20 問い合わせ先・提出先」の担当者

(4) 提出期限

令和8年6月12日（金）午後4時まで必着

(5) 提出方法

提出方法は持参又は郵送とする。郵送する場合は、提出期限までに到着するよう、封筒に赤字にて「寒河江市防災行政無線更新工事 簡易公募型プロポーザル参加申込書 在中」と記載し、受取日時及び配達されたことが証明できるよう、必ず「特定記録」又は「簡易書留」とすること。

なお、本市は、郵送中の事故による損害に関して一切責任を負わない。

(6) 参加に係る説明会等の開催

本プロポーザルに関する現地説明会等は行わない。現地を確認する場合は、敷地内への立入りはできないものとする。また、敷地内関係者及び近隣住民へ迷惑がかからないように十分配慮すること。現地確認の際に発生した事故等について、市は一切責任を負わない。

(7) 参加資格要件審査（1次審査）

- ① 参加申込書等の提出に基づき、本実施要領「7 参加資格要件」に定める要件を全て満たしているか確認する。
- ② 参加資格を満たさない者から参加申込書の提出があった場合は、当該申込者にその旨を通知するものとする。なお、当該申込者は企画提案書を提出することができない。
- ③ 参加資格要件確認結果（得点及び順位）は、電子メールにて通知する。
- ④ 参加資格要件を満たす者が企画提案書を提出することができるものとする。
なお、参加資格要件を満たす四者以上の参加申込があった場合は、本実施要領「16 審査（1）評価内容 事業者の実績等（配点100点）」の評価点上位三者が企画提案書を提出できるものとする。
- ⑤ 得点に小数点以下の端数が生じた場合は、小数点第1位までを有効とし、第2位を四捨五入する。
- ⑥ 提出書類に不備等があった場合は失格とする。
- ⑦ 参加資格書類審査等についての異議申立ては一切受け付けない。
- ⑧ 1次審査の得点は、2次審査において考慮しない。

12 企画提案書の提出

(1) 提出書類

企画提案に係る提出書類は次のとおりとする。

番号	様式番号	提出書類	備考
I	様式第7号	企画提案書提出書	
II	—	実施方針	任意様式(※1及び2)
III	—	実施体制	任意様式(※1及び2)
IV	—	実施工程(計画工程表)	任意様式(※1及び2)
V	—	企画提案書	任意様式(A4判)(※2) 片面20頁以内 (表紙、裏表紙及び目次を除く)
VI	—	見積金額(整備工事費)	任意様式(A4判)(※2) 根拠資料として積算内訳を添付
VII	—	見積金額(保守点検及び部分更新費等)	任意様式(A4判)(※2) 根拠資料として積算内訳を添付

※1 : A4又はA3判片面1枚以内に簡潔に記載すること

※2 : 文字サイズは10.5ポイント以上とする

(2) 提出部数

(1) 提出書類のIからVIIまでをまとめたものを1部として、全部で13部(正本1部(要押印)、副本12部(押印不要))。

また、全ての提出書類の電子データ(PDFファイル形式)を記録した電子媒体(CD又はDVD)を1部提出すること。

なお、企画提案書は、1事業者につき1案のみ提出できるものとする。

(3) 提出先

本実施要領「20 問い合わせ先・提出先」の担当者

(4) 提出期限

令和8年7月6日(月)午後4時まで必着

(5) 提出方法

提出方法は持参又は郵送とすること。郵送する場合は、提出期限までに到着するように、封筒に赤字にて「寒河江市防災行政無線更新工事 簡易公募型プロポーザル企画提案書 在中」と記載し、受取日時及び配達されたことが証明できるように、必ず「特定記録」又は「簡易書留」とすること。

なお、本市は、郵送中の事故による損害に関して一切責任を負わない。

(6) 再提出

提出後の追加、変更及び差替えは認めない。

(7) 辞退

参加申込書または企画提案書提出後に辞退する場合は、所定の様式(様式第9

号)を担当部局に提出すること。提出方法は持参又は郵送とし、その旨を電話により本実施要領「20 問い合わせ先・提出先」の担当者に連絡すること。郵送の場合は、令和8年7月1日(水)午後4時まで、受取日時及び配達されたことが証明できるよう、必ず「特定記録」又は「簡易書留」とすること。なお、辞退した場合でも、これを理由として以後の本市の入札等において不利益な取扱いを受けるものではない。

13 企画提案書作成上の留意点

- (1) プロポーザルは、本工事における具体的な取組方法について提案を求めるものであり、具体的な成果品の作成や提出を求めるものではない。
- (2) 評価基準の評価項目について、考え方、経験、実施方法、ポイント、理由及び背景等を明確に示すこと。
- (3) 工事発注仕様書は、既設防災行政無線設備の仕様を基に市が求める機能の水準を定めたものであり、特定機器製造業者の機能、仕様等を指定するものではない。その趣旨を踏まえ、工事発注仕様書に示された方法以外で機能を満たそうとする場合は、その方法を代替提案すること。
- (4) 企画提案書の内容は、提出者が実現できる範囲で記載すること。
- (5) 提案内容の実現に必要な追加費用及び別途費用については、全て請負者の負担となるため、工事発注仕様書の内容を十分に理解した上で提案すること。
- (6) 専門的な知識を有していない者でも理解できるよう配慮し、図や表などを適宜使用するなど、見やすく明確なものとする。
- (7) 文字サイズは10.5ポイント以上とし、分かりやすい表現で簡潔に記載すること。ただし、図表、注釈等に使用する文字についてはこの限りでない。
- (8) 企画提案書はA4判フラットファイルに綴ること。製本の大きさはA4判とする。ただし、A3判を使用する場合は、A4判の大きさに三つ折りにすること。(A3判1頁は、A4判2頁とみなす。)。
なお、指定した枚数を超えた内容については評価しない。
- (9) 企画提案書(12 企画提案書の提出 (1) 提出書類 番号V)については表紙、裏表紙及び目次を除き片面印刷で20頁以内とする。
- (10) 企画提案書等(12 企画提案書の提出 (1) 提出書類 IIからVまで)には、提出時の表紙、裏表紙及び見積書を除き、企画提案者を特定できる名称及びロゴマーク等を記載してはならない。
- (11) 提案書の印刷方法は、モノクロ又はカラー片面印刷とする。

14 見積書作成上の留意点

- (1) 企画提案書及び見積書の作成については、「工事発注仕様書」及び「16 審査(1) 評価内容」審査項目」を踏まえた上で作成すること。

- (2) 提案内容の実現に必要な費用も含むものとする。
- (3) 見積書には消費税及び地方消費税相当額を含むものとする。
- (4) 整備工事費
 - ① 工事設計書を基準とし作成すること。
 - ② 提案システムに伴う機器費は全て計上すること。
- (5) 保守点検及び部分更新費等
 - ① システム構築後2年目（令和11年度）から10年目（令和19年度）までの9年間について、それぞれ年度別に計上すること。（ただし、令和10年度の1年間は無償保証期間とする。）
 - ② 別紙「保守仕様要求水準書」を満たす内容であること。
 - ③ 保守対象機器及び保守内容を明確に記載すること。なお、保守費と点検費を区分し記載すること。
 - ④ 機器部分更新又はバッテリー交換等の費用が発生する場合については、対象とする機器の内訳及び時期を記載すること。
 - ⑤ 本システムの整備後に必要となる保守費、システム利用料、通信費（回線使用料、SIMカード使用料、電話音声配信に係る費用等）、機器更新費、ライセンス費、クラウド利用料、その他運用に必要な経費について、①で定められた期間に発生するランニングコストを算出し、見積書に記載すること。算出に当たっては、人件費や物価上昇等による費用変動の可能性を踏まえ、費用の前提条件、算出根拠、変動要因等を明示すること。
 - ⑥ 提出された見積金額は、各年度の保守点検及び部分更新契約に係る予算の上限額を目安として取り扱うものとする。

15 プレゼンテーション（2次審査）

本市へ企画提案書を提出した者は、企画提案書の内容についてプレゼンテーションを行い、委員からのヒアリングを受けるものとする。

(1) 日程及び場所

日程：令和8年7月15日（水）午後 ※詳細な時間は別途通知にて記載する

会場：寒河江市役所

(2) 所要時間

準備・片付け	各5分程度
企画提案・プレゼンテーション	20分間
委員からのヒアリング・質問	10分間

(3) 企画提案者側の出席者

PCを操作する者も含めて3名以内とする。

(4) その他

- ① プレゼンテーションの準備は開始時間までに行うこととし、開始時間を過ぎた場合は超過時間を所要時間に含める。

- ②プレゼンテーションは、提出した企画提案書に基づき実施するものとし、提案書の差替えや追加資料の提示等は認めない（企画提案書の要約やプレゼンテーションで使用するスライド資料の配付は可とする）。
- ③プロジェクター及びモニター（またはスクリーン）は本市が用意する。PCを使用する場合は提案者が準備すること。なお、HDMI ケーブルで接続することを想定している。
- ④プレゼンテーションの順番は、参加申込書の受付順とし、参加通知に明記する。
- ⑤企画提案者は待合室で待機し、係員の指示に従い、待合室からプレゼンテーション会場に入場すること。なお、他の参加者のプレゼンテーションの都合により、開始時間が多少前後することがある。

16 審査

(1) 評価内容

審査委員会において下記の観点から審査を実施し、評価合計点の最も高い企画提案者を仮契約候補者として選定する。

【審査項目】

評価対象	評価基準	配点
【1次審査】 事業者の実績等	参加申込書類の内容審査 ・企業としての実績、公的認証取得の有無 ・配置予定技術者の資格、能力、実績	100点
1次審査の合計点		100点
【2次審査】 企画提案内容・ プレゼンテーシ ョン	企画提案書類の内容及びプレゼンテーション審査 【書類審査】 ・実施方針（発注仕様書に示す目的、条件及び内容の理解度並びに、本工事に対する基本的な考え方、実施方針、品質管理体制、情報管理その他実施上の配慮事項等） ・実施体制（本工事を円滑かつ確実に遂行するための実施体制、責任分担、連絡調整体制等） ・実施工程（工程計画の妥当性、実現性、柔軟性及び履行確実性等） 【企画提案審査】 ・音声合成放送の明瞭性・自然さ ・情報伝達手段の確実性 ・操作性及び運用のしやすさ ・システム切替及び保守の内容	300点
【2次審査】 見積金額	コストの低廉性及び妥当性審査 ・整備工事費 ・保守点検及び部分更新費等	150点
2次審査の合計点		450点

なお、事業者の実績等及び企画提案内容・プレゼンテーションの評価ポイントは以下のとおり。

【1次審査】

(企業の公的認証取得)

- ・ IS09001 (品質マネジメントシステム)
- ・ ISO/IEC27001 (情報セキュリティマネジメントシステム) またはプライバシーマーク
- ・ IS014001 (環境マネジメントシステム)

を取得しているか。

(企業の同種工事实績数)

提出できる実績数の上限を5件までとする。様式第4号にて提出すること。なお、同種工事とは、地方公共団体が発注する市町村デジタル防災行政無線同報系通信システムの整備工事、更新工事又はデジタル化工事であって、親局設備、遠隔制御局設備及び屋外拡声子局設備を含むものをいう。ただし、保守点検業務、設計業務、監理業務並びに親局設備その他一部設備のみの修繕、改修又は単体更新は含まない。

(企業の同種工事实績の共通度)

様式第4号で提出された各実績の中に、本市に類似した地域条件下及び工事内容での施工実績が含まれている場合はさらに評価する。評価ポイントは以下のとおり。

- ・ 辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律に基づく辺地を含み、かつ、豪雪地帯または特別豪雪地帯の指定区域を含み、かつ、過去10年間(平成28年度から令和7年度まで)に大雪を原因として災害救助法の適用を受けた自治体における実績
- ・ 戸別受信機を含む同報系防災行政無線工事の実績(戸別受信機を含む同報系防災行政無線システムの整備工事、更新工事又はデジタル化工事をいい、新設工事を含むものとする。)
- ・ 既設設備の更新または新旧設備の切替を伴う工事の実績(既設の防災行政無線設備を更新し、又は新旧設備の切替を伴う工事をいう。なお、既設設備が存在しない状態から新たに整備する新設工事は、これに含まない。)

(配置予定技術者の資格)

本工事に有用な資格として、1級電気通信工事施工管理技士、第一級陸上特殊無線技士、第一級陸上無線技術士、第二級陸上無線技術士、第一級総合無線通信士または第二級総合無線通信士の資格を取得しているか。

(配置予定技術者の同種工事实績数)

提出できる実績数の上限をそれぞれ3件までとする。様式第5号及び様式第6号にて提出すること。ただし、現場代理人と監理技術者を同一人が兼務する場合

は、当該者の実績を、配置予定現場代理人の実績及び配置予定監理技術者の実績の双方の評価対象とする。

(配置予定技術者の同種工事实績の共通度)

様式第5号及び様式第6号で提出された各実績の中に、本市に類似した地域条件下及び工事内容での施工実績が含まれている場合はさらに評価する。評価ポイントは「企業の同種工事实績の共通度」と同様とする。

【2次審査（書類審査）】

(実施方針)

- ・発注仕様書の内容を十分に理解し、本工事に対する基本的な考え方及び実施方針が具体的に示されているか。
- ・品質管理体制及び施工管理上の留意事項が具体的かつ明確に示されているか。
- ・本市の地域特性、既設設備の状況及び現状の課題を踏まえた提案内容となっているか。
- ・個人情報保護及び情報セキュリティ対策が具体的かつ明確に示されているか。
- ・発注者との協議・調整体制、責任体制及び工事の円滑な履行に向けた取組姿勢が示されているか。

(実施体制)

- ・本工事を確実に遂行するための実施体制図、指揮命令系統及び責任分担が具体的かつ明確に示されているか。
- ・配置予定技術者の担当業務、役割及び配置の考え方が明確に示されているか。
- ・各工程における管理責任者等の配置が適切であり、その役割分担が明確であるか。
- ・発注者との協議、連絡調整及び要望への対応について、迅速かつ柔軟に対応できる体制となっているか。
- ・不測の事態、課題発生時又は工程調整が必要となった場合においても、安定的に工事を履行できる体制が示されているか。

(実施工程)

- ・仕様書に定める条件を踏まえ、全体工程が適切かつ現実的に設定されているか。
- ・機器製作、設置工事、試験調整、切替、教育訓練等の各工程が適切に区分され、工程計画が具体的かつ明確に示されているか。
- ・品質確保のため、試験調整、確認作業及び切替に必要な期間が適切に確保されているか。
- ・教育訓練、操作説明、引渡し準備等を含め、運用開始に向けた工程が適切に計画されているか。
- ・工程遅延リスク、不測の事態又は工程変更の必要が生じた場合における対応方針が具体的に示され、柔軟な対応が可能な工程計画となっているか。

【2次審査（企画提案審査）】

- ・音声合成放送の明瞭性・自然さ（音声合成による放送について、発音が明瞭であり、かつ、テレビやラジオのアナウンサーによる原稿読み上げに近い自然な音声となっているか。）

（放送の聞き取りやすさに関するプレゼンテーション方法）

音声比較のため、発注者が事前に指定する2種類の文章を、参加者が当日その場で提案システム（音声合成ソフトがインストールされているPCも可）から放送するものとする。

文章は全参加者共通とし、必要な辞書登録その他必要な準備は、事前に行うことができるものとする。なお、録音済み音源の再生は認めない。

放送回数は、各文章につき原則として1回までとする。ただし、放送音声途中で途切れた場合その他発注者がやむを得ないと認める場合は、2回目の放送を認める。

放送のタイミングは、20分間の企画提案及びプレゼンテーションの時間内であれば任意とする。なお、試験のために準備時間中に放送することもできるが、当該放送は評価の対象としない。

- ・情報伝達手段の確実性（LINE、X、ホームページなどを主たる情報伝達手段として活用しつつ、デジタル機器やSNS等を利用しない人を含め、多様な市民に対して漏れなく情報を伝達できるよう配慮された提案となっているか。）
 - ・複数の手段が相互補完し合う構成になっているか。
 - ・高齢者等を含め、多様な市民への情報伝達の確実性が考慮されているか

- ・操作性及び運用のしやすさ（画面、操作手順及び運用方法が非常に分かりやすく、誤操作防止や負担軽減の工夫が具体的で、平時・災害時の運用イメージが明確であるか。）

（操作性及び運用のしやすさに関するプレゼンテーション方法）

操作及び運用の簡易性が確認でき、放送や複数の手段での発信までの一連の手順が分かるもの（操作画面のスクリーンショットなど）を企画提案書に含めて説明すること。

- ・システム切替及び保守の内容（切替手順、切戻し方法、保守体制及び災害時対応が具体的かつ明確であり、更新後の安定運用が強く期待できるか。）

(2) 選定結果

審査の結果については、仮契約候補者及び次点候補者として選定された参加者並びに選定されなかった参加者に対し、その結果を書面により通知する。

(3) その他

- ①全ての企画提案者の得点が2次審査の配点合計の6割に満たない場合は、本プロポーザルは不調とする。
- ②企画提案者が一者のみの場合は、その得点が2次審査の配点合計の6割以上であるときに限り、当該提案者を仮契約候補者として決定する。
- ③2次審査において最高得点を得た企画提案者が二者以上ある場合は、その得点が2次審査の配点合計の6割以上であることを前提に、企画提案書及びプレゼンテーションの企画提案審査部分の得点がより高い事業者を仮契約候補者とし、次に得点の高い事業者を次点候補者とする。
- ④1次審査の得点は、2次審査において考慮しない。
- ⑤得点に小数点以下の端数が生じた場合は、小数点第1位までを有効とし、第2位を四捨五入する。なお、端数処理は、企画提案内容・プレゼンテーション及び見積金額のそれぞれで独立して行う。
- ⑥提出書類に不備等があった場合は失格とする。
- ⑦審査は非公開とし、選定結果等についての異議申立ては一切受け付けない。

17 契約

- (1) 審査により選定した仮契約候補者と契約内容について協議し、本実施要領「6 提案上限額」で提示された金額を上限額として、市契約に関する規則に基づき、本工事について随意契約の方法により仮契約を締結するものとする。なお、辞退や協議が不調となった場合には、次点候補者と交渉を行うものとする。
- (2) 協議において、本市から提案内容の一部変更を求める場合がある。
- (3) 仮契約候補者は、本契約の成立と同時に、市契約に関する規則第5条の規定に基づき、契約保証金又は契約保証金に代わる保証契約その他の担保を提供するものとする。
- (4) 本工事は、市議会の議決に付すべき契約案件であり、本契約の成立にあたっては、議会の議決を要するものである。
- (5) 受注者は、本契約成立後、現地条件の相違、関係機関との協議、法令・制度の変更、既存設備の状況、他システムとの連携、資材・機器の供給状況その他やむを得ない事情により、契約内容の変更が必要となった場合は、契約変更が生じ得る事項をあらかじめ整理し、変更が必要となった場合の対応方針、費用算定の考え方、工期への影響、代替案及び費用増加の抑制策について提案すること。
なお、契約変更が必要となった場合は、市と受注者が協議の上、変更内容、

変更理由、契約金額及び工期への影響を確認し、関係法令及び契約条件に基づき、提案上限額の範囲内で適切に対応するものとする。

18 失格事項

- (1) 参加資格及び業務実施上の要件を満たしていない場合
- (2) 提出書類の様式、提出期限、提出先又は提出方法に適合しない場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (4) 見積書の金額が提案上限額を超えた場合
- (5) 審査の公平な執行を妨げたと認められた場合（疑われる場合も含む）

19 留意事項

- (1) 本プロポーザルへの参加に係る費用は、全て参加者の負担とする。
- (2) 参加申込書類の提出をもって、本実施要領の記載内容を承諾したものとみなす。
- (3) 提出書類の著作権は、当該提出者に帰属する。ただし、仮契約候補者に選定された参加者の提出書類については、市と協議の上、市は提出書類の全部又は一部を使用できるものとする。なお、第三者に帰属する著作権の使用責任は、使用した参加者に全て帰属するものとする。
- (4) 提出された書類等は、本プロポーザルの実施に必要な範囲を超えて、提出者に無断で使用しないものとする。

ただし、提出書類は、寒河江市情報公開条例（平成元年条例第5号）に基づく開示請求の対象となるものであり、開示請求があった場合は、同条例に基づき開示の可否を決定する。

提出者は、提出書類のうち、企業秘密その他開示により当該提出者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると考えられる部分について、できる限り書類に含まれないよう作成するか、秘密情報であるとして、その箇所及び理由を明示するなど、適切な措置を講じること。

なお、当該明示は、開示又は不開示の決定を拘束するものではなく、開示の可否は同条例に基づき本市が判断する。

- (5) 一次審査、二次審査の経緯及び結果について異議の申立ては受け付けない。
- (6) 市長は、天災等の不可抗力による場合又はプロポーザルを公正に執行することができないおそれがあると認めるときは、既に公告若しくは通知した事項の変更又は本プロポーザルを延期若しくは中止することができるものとする。
- (7) 本市において別途検討している市民向けポータルアプリその他の情報配信システムとの連携を見据え、提案システムは、外部システムとの連携性及び将来的な拡張性に配慮した構成とすること。

(8) 本実施要領に定めるもののほか、本プロポーザルの実施のために必要な事項が新たに生じた場合は、参加者に通知するものとする。

20 問い合わせ先・提出先

〒991-8601

山形県寒河江市中央一丁目9番45号

寒河江市防災危機管理課

電話：0237-85-1402（直通）

メールアドレス：kikikanri@city.sagae.yamagata.jp（課代表アドレス）

担当：椎名